

平成28年6月22日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

産業建設委員会
委員長 岡部計夫

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 6月22日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
所管事務調査については、議会報告会の総括及び要望等事項の取り扱いについて協議した。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。
その他で、住宅リフォーム支援事業補助金について及び水不足状況下での作付状況について質疑を行った。

産業建設委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 60 号 魚沼市有住宅条例の一部改正について
- (2) 議案第 61 号 魚沼市産業拠点強化を促進するための市税の特例に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 63 号 財産（ロータリ除雪車）の取得について
- (4) 議案第 64 号 財産（ロータリ除雪車）の取得について
- (5) 議案第 65 号 財産（除雪ドーザ）の取得について
- (6) 議案第 66 号 市道路線の認定について
- (7) 議案第 67 号 市道路線の変更について
- (8) 議案第 68 号 市道路線の廃止について

2 調査事件

- (9) 議会報告会の総括及び要望等事項の取り扱いについて
- (10) 閉会中の所管事務調査について
- (11) その他

3 日 時 平成 28 年 6 月 22 日 午前 10 時

4 場 所 広神庁舎 301会議室

5 出席委員 志田 貢、岡部計夫、関矢孝夫、星 吉寛、下村浩延、森島守人
(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 大平市長、渡辺商工観光課長、星農林課長、佐藤土木課長

8 書 記 櫻井議会事務局長、中川主任

9 経 過

開 会 (10 : 00)

岡部委員長 定足数に達していますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。本委員会に付託された議案について審査願います。

(1) 議案第 60 号 魚沼市有住宅条例の一部改正について

岡部委員長 日程第 1、議案第 60 号 魚沼市有住宅条例の一部改正についてを議題としま

す。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤土木課長 特にございません。

岡部委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 60 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 60 号 魚沼市有住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第 61 号 魚沼市産業拠点強化を促進するための市税の特例に関する条例の一部改正について

岡部委員長 日程第 2、議案第 61 号 魚沼市産業拠点強化を促進するための市税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

渡辺商工観光課長 特にございません。

岡部委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 61 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 61 号 魚沼市産業拠点強化を促進するための市税の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第 63 号 財産（ロータリ除雪車）の取得について

(4) 議案第 64 号 財産（ロータリ除雪車）の取得について

(5) 議案第 65 号 財産（除雪ドーザ）の取得について

岡部委員長 日程第 3、議案第 63 号 財産（ロータリ除雪車）の取得についてから、日程第 5、議案第 65 号 財産（除雪ドーザ）の取得についての 3 件を一括議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤土木課長 特にございません。

岡部委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員 ロータリ除雪車の件ですが、この応札の金額と予定価格との差が非常に大きいわけですが、予定価格の決定はメーカーからの見積もりなのかどうか。

佐藤土木課長 除雪機械についてはご承知のとおり特殊なものでありまして、市独自で積算できないということで、メーカーからの参考見積もりを設計書に反映し、それにより予定価格を算出しています。

関矢委員 メーカーからの参考見積もりということですが、国内ですと新潟トランスと日本除雪機械製作所の 2 社が製造してるとお思いますけども、この 2 社から見積もりをとるといっていいのでしょうか。

佐藤土木課長 2社から、それぞれメーカーが違いますので、メーカーのものを両方見た中で参考にさせていただいております。

関矢委員 インターネットで調べたんですけども、魚沼市は契約公表されている平成22年から24年ぐらいまでは、規格はちょっとわからないんですが、同じ大きさですと3,000万円くらいの予定価格、それが25年になると3,500万円、27年くらいまで3,500万か3,600万なんですけども、今年度は4,100万円と上がったわけなんですけども、この辺は何かメーカーからの説明等ありましたか。

佐藤土木課長 特にメーカーからの説明はありません。

関矢委員 同じ時期に南魚沼市で同じような2.6メートル級で、同じ機械だと思うんですけども、これも予定価格を見ると南魚沼市は3,153万円なんです。1,000万円ほど予定価格が違うんですね。この辺は認識してますか。

佐藤土木課長 他市との比較は行っていません。

関矢委員 メーカーがどのような見積もりを出してるかわかりませんが、メーカーが定価というような見積もりでありますと、なかなかこのような特殊機械を定価で買うというのは非常に高いものであります。実勢価格というのがあるかと思うので、その辺を応札する方々もそのメーカーに確認した中で、実際いくらで買えるのか、それによって応札をすると思うんですけども、これが本当にこの価格で4,100万円しかメーカーが売らないとすると、とても受けられる状態じゃないと思います。その辺を今後もう少し精査した中で、実勢価格で予定価格を組む、その辺の価格を調べていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

佐藤土木課長 他市の関係も含めて、調査したいと思います。

森島委員 直接議案とは関係はしていませんが、補助事業の3分の2で購入をされるというわけでありまして。そして購入された後は貸与ということになるかと思っております。格納庫についてですが、先般の補正予算でもシャッター修繕料ということで450万円計上されて可決されたわけでありまして、本年2月にも魚沼市公共施設等総合管理計画で示されたように、堀之内、広神の除雪サブセンターが耐用年数といいますが、42年経過をされてるというようなことで、今後はサブセンターの格納庫についても恐らく3分の2の補助金で施設の購入ができるというふうに思うわけなんですけども、その辺、今後格納庫についてどのような計画がありますか。

佐藤土木課長 魚沼市公共施設等総合管理計画で、サブセンターに限らず市内全部の公共施設の見直しをしているところです。当然防雪センターについても、計画にあがってはいるんですけども、小出、堀之内、広神防雪センターにつきましては、平成24年に県から譲与した施設です。譲与物件引渡書に、県と市との協定の中で10年間は現状の用途を変えないという条文がありまして、おおむね10年をめぐりに引き続いて県から引き受けた施設を継続していかなければならない。当然今現在でも屋根の雨漏りや、シャッターの不具合等がいろいろ出ておりますので当面その関係は修復しながらやっていきたいと思っておりますが、その後にまたサブセンターの関係を新築にするのか含めて検討していかなくてはならないと思っております。

森島委員 そうすると貸与ということですので、業者が年間管理することも今後は視野に入れるということも含めて、そのようなことでよろしいでしょうか。

佐藤土木課長 それらも含めて検討していきます。

岡部委員長 ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終結します。本3件については、討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、順次採決します。

議案第63号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第63号 財産(ロータリ除雪車)の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第64号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第64号 財産(ロータリ除雪車)の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第65号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第65号 財産(除雪ドーザ)の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第66号 市道路線の認定について

岡部委員長 日程第6、議案第66号 市道路線の認定についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤土木課長 特にございません。

岡部委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

森島委員 ほ場整備の関係で地元としては要望が上がったことで完成できて大変ありがたいところでもあります。図面番号の3番ですが、この名称は今泉佐藤田線ということでよろしいですか。確認させてください。

佐藤土木課長 この佐藤田というのは字名であります。旧町村によって認定番号や名称がいろいろ違うんですけども、その地区によって1から連番でやる部分と、字名で起点、終点を確認してその字名を使ってる場合の路線名があります。この場合は、字名を使っている路線名であります。

岡部委員長 ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第66号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第66号 市道路線の認定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 議案第67号 市道路線の変更について

岡部委員長 日程第7、議案第67号 市道路線の変更についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤土木課長 特にございません。

岡部委員長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。

森島委員 図面番号1の中家オノ神1号線、これが起点から中家オノ神2号線にぶつかるころまで、これがまだ今認定を、変更路線ということで起点終点の変更ということですが、今後県道三ツ又小出線との絡み、あるいは斎場との絡みで工事については今後どのように進めていくのか、計画があったら聞かせてください。

佐藤土木課長 中家オノ神1号線につきましては、年度当初に早期発注をいたしまして、今年度の工事については、今回提示している十字路のところまで施工が済んでいます。あと消雪パイプや白線の関係でまだ工事は完了しておりませんが、今後県道三ツ又小出線に取り付く部分については、今年度用地補償費を予算計上しておりますので、物件補償、用地買収を行いまして来年この区間を工事する予定です。斎場入口付近については、県道広神小出線に接続しており、この交差点部分の改良については県で実施する予定です。ただ、この中家橋の架け替えについては工事費が多額になるため、現時点ですぐという形はできませんけども、それらも含めて県道再編という形で県と協議を進めております。まずは斎場関係で交差点を県から今年度やってもらうこととなります。

森島委員 計画通りに進めていただきたいと思います。意見、要望も含めてですが、非常に今回これだけの大きなほ場整備や道路改良等含めて認定や変更、廃止があるわけですので、地元の区長には連絡しながら進めていただいたと思っていますが、議会が議決をしたあとに、この図面を地元の区長に配布し周知していただくようお願いしたい。

佐藤土木課長 議案を上程する前にも、地元の区長を通じて確認いただいております。ご指摘のように議決後には、再度地元区長に周知させていただきたいと思います。

関矢委員 市道を新しく認定する場合、また今回のように変更する場合、当然今まで公道として使ってた道路を、改良するのは別ですけども、公道としてあったものを認定してるわけですから、そういう中に今まで公道としますと私有地の公衆用道路というものもあるかと思うんですけども、この認定をした場合にはそういうところは全部解消されてるんでしょうか。

佐藤土木課長 従来の路線認定をしている部分については、当然、赤線がある部分もあります。中には当時その計画路線として、その道路をつくろうということで認定している部分もありますけども、今回はほ場整備関係で形状が変わって、もう民地になってる部分もありますので、新たにその計画をつくらなくちゃならないかの妥当性も含めて廃止を決めた部分、変更した部分もありますので現状と道をなしてない状況がありますけども、基本は赤線がある部分については、住宅が建ってる場合にはその辺も十分注意をしながら廃止なり変更なりしています。

関矢委員 当然赤線は国のものですけども、それは当初、昔だと1メートル80ぐらいとか狭かったんで、自分達が土地を出して公衆用道路ということで地目変更されてやってる道路とかあると思うんです。それを今度は幅員が3メートルだからそこを市道認定した場合の、残りの1メートル20部分は私有地なんですよね。そこら辺の調査はしっかりした中でやってらるということでしょうか。

佐藤土木課長 その辺も含めて調査させていただきたいと思います。

岡部委員長 ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第67号を採決します。お諮りします。本

案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 67 号 市道路線の変更については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(8) 議案第 68 号 市道路線の廃止について

岡部委員長 日程第 8、議案第 68 号 市道路線の廃止についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤土木課長 特にございません。

岡部委員長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 68 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 68 号 市道路線の廃止については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(11) その他

岡部委員長 日程第 9、日程第 10 については、委員会内部の協議になりますので、一部日程を変更して、日程第 11 その他を先にし、その後日程第 9 及び日程第 10 を協議することに、ご異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

日程第 11、その他を議題とします。執行部から何かありませんか。(なし) 委員の皆さんからご意見、協議事項等はありませんか。

森島委員 先般、住宅リフォーム補助事業の不正受給が佐渡市で行われたと報道がありました。そして最悪の逮捕に至ったような経過があるわけであります。魚沼市では復興基金の井戸問題がありました。それらのことから補助金に対するチェックについては厳しい部分があるかと思えます。そういうことでリフォーム事業はすばらしいことで今回も補正があったわけであります。多くの市民の皆さん方が利用するわけでありますから、公正でなければならぬ。井戸から学んだことといたしましうか、不正のチェックについては担当課としてはどのような取り扱いを行っていますか。

佐藤土木課長 新聞報道があった件については承知しております。今回申請に当たっては、当然業者からの見積もりが基本になります。その見積もりに際しましても、事前にチェックを行い、内容について申請者に対し聴取しております。佐渡市の新聞報道では、業者が肩代わりをして行ったとありましたが、内容は業者に聞いてみないとわからない部分がありますので、その辺業者とのやりとりで現在やっています。復興基金については 100% 補助で上限が青天井のような形でしたが、住宅リフォームは補助率 20% から 50% ですので、それ以上の補助対象経費が伴うということで原因者にもその負担が課せられる部分がありますので、当然見積もりだけでなく業者と施主の契約書なり、それにかかわるものを求めてその金額の妥当性をチェックしたいと思いますし、完了の時点で見積もり通りに施工されてるか確認するような体制を考えています。

森島委員 この事業についての補助金交付要項により申請することになってるんであろうと思います。その中で見積書というのは1社のみなのか。

佐藤土木課長 私どもが契約するわけではないので、施主と業者の随意契約になるかと思えます。市が参考見積もりを求めても、施主と業者との契約ですのでそれは1社随契はやむを得ないものと判断しております。

森島委員 南魚沼市では少雪で田んぼに水がひけないというようなことで、休耕されてるといふ報道もありましたが、今現在魚沼市では水不足で田んぼができなかったという情報はありますか。把握してますか。

星農林課長 新聞報道で十日町市、南魚沼市の一部で雨不足による作付けができなかったという報道は承知しております。魚沼市についても、守門地区のため池等利用しているところについて随分量が少なくなったということで状況把握はしましたけれども、その後雨が若干降ったということで、今現在作付けができなかったというような報告は受けてはおりません。ただ、いずれにしてもパイプライン等々も含めて、この梅雨がどの程度雨が降るかによってその対応等も考える場面が出てくるのかなとは思っています。

岡部委員長 ほかにありませんか。(なし)なければ、執行部につきましては、ここで退席をお願いします。(執行部退席)

(9) 議会報告会の総括及び要望等事項の取り扱いについて

岡部委員長 日程第9、所管事務調査ついてを議題とします。議会報告会の総括及び要望等の取扱いについてを議題といたします。配付の議会報告会の総括及び要望等の取扱いについての依頼に基づき、これより検討願います。当委員会の該当は、全体の2、産建の24から32の9件です。このうちAの2、26、29、32について、検討します。しばらくの間休憩し、委員間の自由討議より、取扱い等を協議したいと思います。

休 憩 (10:31)

休憩中に委員間自由討議

再 開 (10:52)

岡部委員長 休憩を解き、会議を再開します。休憩中に自由討議の意見交換等で協議いただきましたが、取扱いのA区分である2、26、29、32の4項目につきましては、いずれも当委員会の重要な所管事項でありますので、委員会としてこれらの意見等を踏まえ、今後も引き続き調査していくこととし、まとめさせていただきたいと思えます。本件については、以上といたします。

(10) 閉会中の所管事務調査について

岡部委員長 日程第10 閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。

本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出したいと思
います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の
所管事務等の調査については、議長あて申し出を行うことに決定いたしました。

そのほか委員の皆さんの中でご意見、協議事項等はありませんか。(なし) 会議録の調
製については委員長に一任願います。以上で、本日の産業建設委員会は閉会いたします。

閉 会 (10 : 54)